

監査報告書

令和2年5月29日

学校法人 八尾聖光学園
理事会御中
評議員会御中


私たちは、私立学校法第37条第3項にも基づく監査報告を行うため、学校法人八尾聖光学園の寄付行為第7条の規程に従い、学校法人八尾聖光学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、理事会および評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しく寄付行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上

監事

中富 十四男 

監事

山口 雅也 